

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三項中「経過措置」を「事項」に改め、同項を附則第三十四項とし、附則第三十二項の次に次の一項を加える。

（防疫業務手当の特例）

33 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）に対処するため、緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして委員会規則で定める業務に従事したときは、防疫業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして委員会規則で定める業務に従事した場合にあつては、四千元）とする。この場合において、第十四条の規定は適用しない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特務勤務手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第三十三項の規定は、令和二年一月二十八日から適用する。

2 改正後の条例を適用する場合には、改正前の職員の特務勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特務勤務手当は、改正後の条例の規定による特務勤務手当の内払とみなす。